

原付免許・小型特殊免許

受験資格等	<p>◎ 16歳以上の方 ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。</p> <p style="color: red; font-size: small;">(注) 新たに運転免許を取得しようとする方で、過去に運転免許の取消処分を受けた方、拒否又は6か月を超える運転禁止処分を受けた方、運転免許が失効したため運転免許の取消処分を受けなかった方などは、受験前1年以内に取消処分者講習を受けていないと受験できません。 ※ 取消処分者講習については、運転免許センター講習係(018-824-5333)へお問合せください。</p>
場 所	秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター
受付時間	月曜日～金曜日(祝日及び年末年始の休日を除く。) 午前8時30分～午前9時30分(午後の受付は、ありません。)
必要書類等	<p>○ 運転免許申請書(免許センターにあります。) ○ 質問票(免許センターにあります。) ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票(免許センターにあります。) ○ 申請用写真 2枚(縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可) ※ 小型特殊免許を受験する方は、写真1枚となります。</p> <p>○ 本籍(国籍)の記載された住民票 ○ マイナンバーカード、健康保険証、パスポート、官公庁が交付した免許証、許可証、資格証等本人確認のための書類 ○ 運転免許証(原付免許又は小特免許をお持ちの方) ※ 運転免許証のある方は、住民票及び本人確認のための書類の提出は不要です。 ○ 取消処分者講習終了証明書(過去に運転免許の取消処分又は拒否処分などを受けた方)</p>
注意事項	<p>○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 筆記用具は、免許センターで準備したものを使用します。(持参する必要はありません。) ○ 原付免許は、原付技能講習を受講していないと免許証が交付されません。(取消処分者講習を受講している方は、原付技能講習の受講が免除になります。) ○ 現有の運転免許証は、新しい運転免許証と引替えとなりますので、忘れずに持参してください。 ○ 必要書類などの提出がない場合は、申請を受理することができません。</p>

受験手数料		1,500円
交付手数料		2,050円
講習手数料		4,500円(原付のみ)
原付	計	8,050円
小特		3,550円

原付技能講習について

- ◎ 原付技能講習は、完全予約制となっています。
 学科試験受験前にも受講可能です。
 冬期間(12月～3月中旬頃まで)は、中止となります。)
- ◎ 原付技能講習の予約は
018-896-5045
 秋田県交通安全協会まで

お問合せは 018-862-7570 運転免許センター試験係まで

